

介護老人保健施設ケアパーク江南

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人仁和会が開設する介護老人保健施設ケアパーク江南(以下「当施設」という。)において実施する短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護状態(介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態と認定された利用者(以下「利用者」という。))に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかるとしての利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 7 当施設は、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|------------------------------|
| (1) | 施設名 | 介護老人保健施設 ケアパーク江南 |
| (2) | 開設年月日 | 平成9年10月6日 |
| (3) | 所在地 | 〒360-0114
埼玉県熊谷市江南中央2-7-8 |
| (4) | 電話番号 | 048-536-8880 |
| | FAX番号 | 048-536-8890 |
| (5) | 管理者名 | 石川 高明 |
| (6) | 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設 (1154580015号) |

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりとする。

- | | | |
|------|-------------|------|
| (1) | 管理者 | 1人 |
| (2) | 医師 | 1人以上 |
| (3) | 薬剤師 | 1人 |
| (4) | 看護職 | 8人以上 |
| (5) | 介護職員 | 33人 |
| (6) | 理学療法士・作業療法士 | 4人 |
| (7) | 管理栄養士 | 1人 |
| (8) | 介護支援専門員 | 1人 |
| (9) | 支援相談員 | 2人 |
| (10) | 事務職員 | 2人 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、利用者の服薬管理を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づく介護を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養状態の管理、指導等を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護計画の原案をたてる。
- (9) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、要介護認定更新の申請手続きを援助し、また関係機関及び市町村との連携をはかるほか、ボランティアの調整も行う。
- (10) 事務職員は、請求事務及び必要な事務を行う。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第8条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費(滞在費)、食費、教養娯楽費、理美容代、利用者が選定する特別な室料、区域外の場合は送迎費、入所セット、その他の費用等利用料を、別紙「利用者負担説明書」に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」(滞在費)において、「国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額」については、別紙《資料1》をご覧ください。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

熊谷市(旧妻沼町を除く)、深谷市(旧川本町のみ)、寄居町及び小川町の区域とする。

(身体の拘束等)

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 当施設は、サービス提供中に、当施設の従業者または養護者(利用者の家族等高齢者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(生産性向上に関する事項)

第13条 当施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的実施する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

・ 面会

面会時間は、9時から19時です。なお、面会を希望される方は、各フロアの「面会簿」にご記入下さい。

- ・ 消灯時間
消灯時間は21時になります。
- ・ 外出・外泊
外出・外泊を希望する時は、事前に「外出・外泊届け」の申請を記入していただきます。
- ・ 飲酒・喫煙
原則として、飲酒および喫煙はお断りさせていただきます。
- ・ 火気の取扱い
危険物の持ち込みは一切禁止しております。
- ・ 設備・備品の利用
施設の設備・備品等を故意に破損させた場合は、弁償していただきます。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み
持ち物には必ず名前を記入して下さい。テレビ・ラジオなどの電気製品の持込みは可能（1階のみ）ですが、電気代をいただきます。
- ・ 金銭・貴重品の管理
現金その他の貴重品は必要最低限でお願い致します。紛失等あった場合は施設では責任を負いかねます。
- ・ 外出・外泊時等の施設外での受診
外出・外泊時も「治療等は入所中の施設管理」になりますので、入所中の受診は、施設からの「依頼状」が必要になります。（歯科受診は除く）
- ・ 宗教活動・ペットの持ち込みは禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は、施設の職員が担当する。
- (2) 火元責任者は、施設の職員が担当する。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年2回
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第16条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。
また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第 17 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 18 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるに必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 19 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人仁和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 当施設職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 21 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を月に 1 回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回以上、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 22 条 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を徹底し、「利用者の個人情報の保護に関する誓約書」を取り交わすこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

- 3 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人仁和会の理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成12年4月1日より施行する。
この規程は、平成17年10月1日より施行する。
この規程は、平成17年11月1日より施行する。
この規程は、平成18年4月1日より施行する。
この規程は、平成19年2月13日より施行する。
この規程は、平成20年3月1日より施行する。
この規程は、平成22年2月1日より施行する。
この規程は、令和1年12月21日より施行する。
この規程は、令和3年10月1日より施行する。
この規程は、令和6年4月1日より施行する。